

盛土規制法の運用開始日前後における
都市計画法に基づく開発許可の取扱いについて

宝塚市では、令和7年4月1日から盛土規制法（新法）の規制区域が市内全域に指定され、運用が開始されます。運用開始日前後の都市計画法に基づく開発行為に関しては、次の留意事項をご確認いただき、手続きを進めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

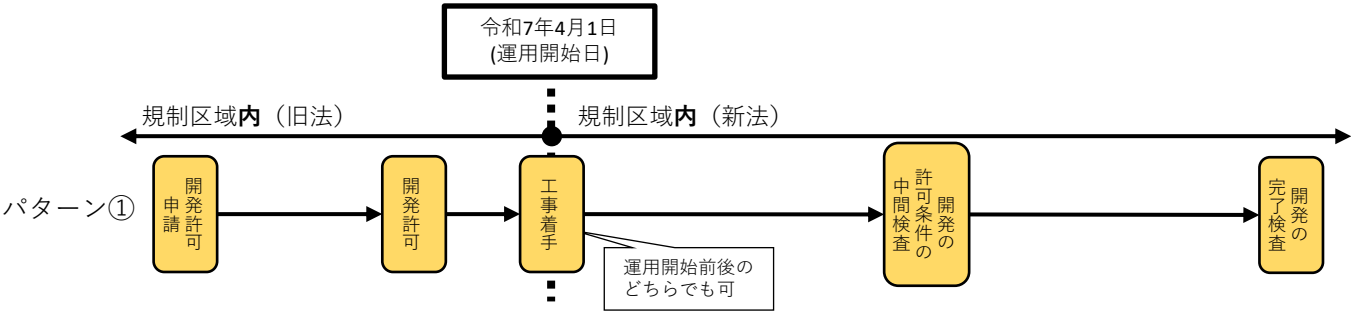
旧法：宅造法 新法：盛土規制法（図中では盛土法）

【凡例】  : 旧法、及び令和7年3月31日までの開発許可制度に基づく手続き
 : 新法、及び令和7年4月1日からの開発許可制度(盛土規制法のみなし許可)に基づく手続き

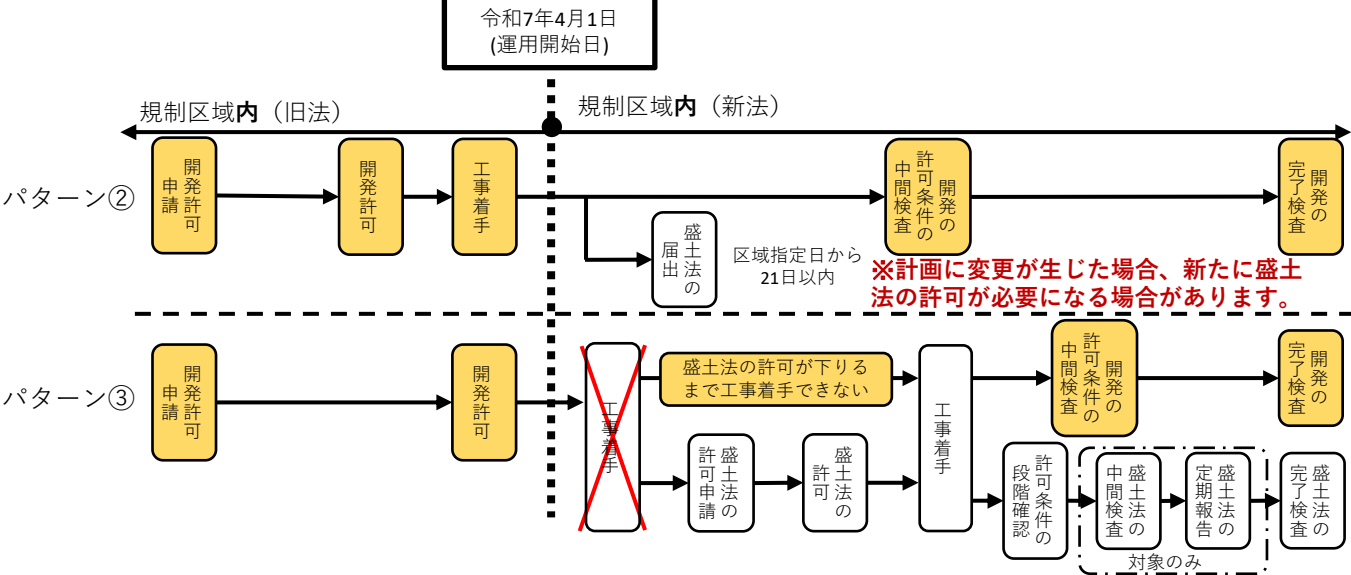
1. 旧法の規制区域内で新法の許可が必要な造成行為を含む場合

(1) 令和7年3月31日までに開発許可が下りる場合

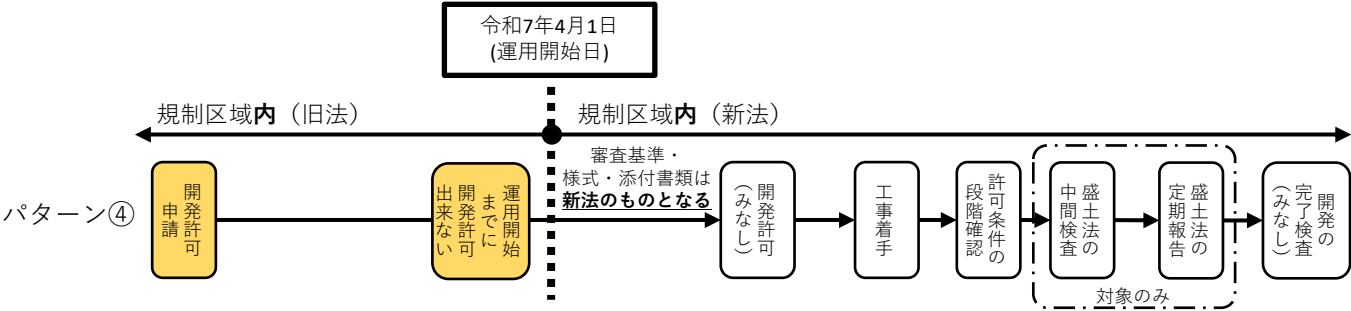
<旧法の許可が必要な造成行為を含む場合>



<旧法の許可が必要な造成行為を含まない場合>



(2) 令和7年3月31日までに開発許可が下りる見込みがない場合

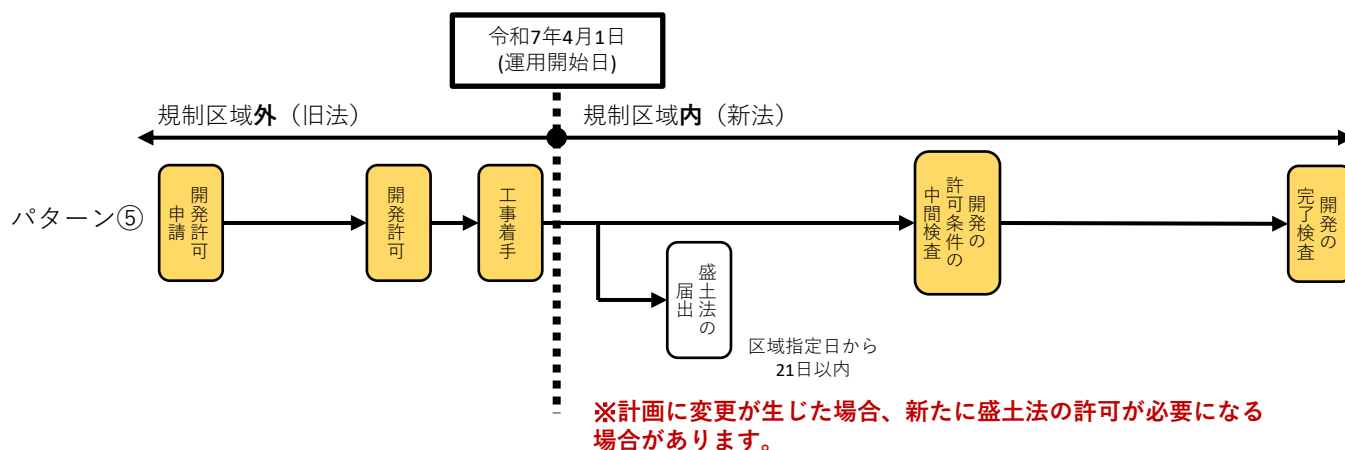


旧法：宅造法 新法：盛土規制法（図中では盛土法）

【凡例】 ：旧法、及び令和7年3月31日までの開発許可制度に基づく手続き
 ：新法、及び令和7年4月1日からの開発許可制度(盛土規制法のみなし許可)に基づく手続き

2.旧法の規制区域外で新法の許可が必要な造成行為を含む場合

(1) 令和7年3月31日までに工事着手する場合



(2) 令和7年4月1日以降に工事着手する場合

